令和8年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名 ： 南城市役所　　令和8年11月2日 公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

1．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
任期の定めのない常勤職員	89	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6	%
全職員	69.7	%

2．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
本庁部局長・次長相当職	95.8	%
本庁課長相当職	101.6	%
本庁課長補佐相当職	－	%
本庁係長相当職	94.0	%

(2)　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
36年以上	－	%
31～35年	93.5	%
26～30年	95.5	%
21～25年	92.7	%
16～20年	94.8	%
11～15年	92.8	%
6～10年	92.0	%
1～5年	80.7	%

【説明欄】

■対象期間 ： 令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

■全職員 ： 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項各号に規定する特別職の職員を除く全ての職員をいう。

＊勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16%

【説明欄】

■対象期間　：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	8%
本庁課長相当職	19%
本庁課長補佐相当職	−%
本庁係長相当職	37%

【説明欄】

■対象期間　：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	91%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	−%
女性	83%

※取得対象者なし

2．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

令和7年度

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	9%	0%	−%	17%
1週間以上2週間未満	0%	0%	−%	0%
2週間以上1月以下	27%	0%	−%	0%
1月超3月以下	36%	0%	−%	0%
3月超6月以下	18%	0%	−%	17%
6月超9月以下	0%	0%	−%	0%
9月超12月以下	9%	100%	−%	33%
12月超24月以下	0%	0%	−%	33%
24月超	0%	0%	−%	0%

【説明欄】

■対象期間　：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度(h)
内部部局等	6.1
内部部局等以外	－

【説明欄】

■対象期間　：令和7事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

Ⅶ　女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項

採用した職員に占める女性職員の割合

区分	常勤	非常勤
行政職	86%	－%
技術職	0%	－%

※取得対象者なし

【説明欄】

■対象期間　：令和8年4月1日採用
■採用した職員全体に占める女性の割合：67%
■令和8年4月に技術職(土木等)で採用した女性：0人(総採用人数：9人)

Ⅷ　職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項

職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	平均取得日数	取得日数5日未満の割合
内部部局等	16.9日	2%
内部部局等以外	－	－

【説明欄】

■対象期間　：令和7事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)